

ファンド組成支援業務



ファンド組成支援業務

金融商品取引法の制定以降、誰でも簡単にファンドの組成ができるようになりました。

但し、お客様が自らのファンドを組成したいとお考えの場合、金融商品取引法等の業法規制が数多くかかり、コンプライアンス上、専門家の助言なしにファンドの組成をすることは困難です。

当社では、お客様独自のファンドの設立が合法に行われるよう助言を行い、ファンドの設立を全面的に支援致します。当社の数多くの経験を活かし、柔軟かつスピーディな対応を行います。

サービスの概要

お客様のファンドのアイデアをお伺いします

不動産ファンド?株式等の運用ファンド?事業型ファンド?...

お客様のアイデアに適したスキームのアドバイスと設立支援を行います

お客様の選択したスキームに要求される法的要件、税務上の問題等について調査し、アドバイスをいたします

※当社が適格機関投資家としてファンドへの出資をすることもありますが(但し、当社のデュー・ディリジェンスを通った場合に限りです)。

※業二種金融商品取引でなければ行うことができない投資家への勧誘等を当社が行うことが可能です。

※運用開始後の投資家への報告書作成や残高管理、ファンドのモニタリング等を当社が請け負うことが可能です。

お申し込み・お問い合わせ

当社担当者に直接お電話・メールを頂くか、当社ホームページよりお申し込み、お問い合わせをお願いいたします。
その際には、「**ファンド設立支援業務**」とお知らせ下さい。

電話番号 03-3666-0011

Mail info@mitasec.com

WEBサイト <https://mitasec.com>

トップページの「Contact Us ~ on lineお問い合わせフォーム」をクリックして、所定の事項とお問い合わせ内容をご記入の上、送信してください。

会社概要

商号 三田証券株式会社 (Mita Securities Co., Ltd.)
登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
貸金業者 東京都知事(7)第27088号
宅地建物取引業者 東京都知事(1)第103950号
不動産特定共同事業 金融庁長官・国土交通大臣第76号
設立年月 昭和24年(1949年)7月
資本金 5億円
代表者 代表取締役社長 三田 邦博

所在地 東京本社 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3番11号
大阪支店 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
シンガポール支店 105 Cecil Street #24-02, The Octagon, Singapore 069534
加入金融商品取引所 東京証券取引所、大阪取引所
加入協会 日本証券業協会、日本貸金業協会
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
指定紛争解決機関 (金商)特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(貸金)日本貸金業協会、貸金業相談・紛争解決センター

当社が取り扱っている商品・サービス等(以下「商品等」という。)をご利用頂く際には、各商品等に所定の手数料・諸費用等(以下「手数料等」という。)をご負担頂く場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。なお、取引の形態や内容によって各々の取引の条件が異なってくるため、一般的なサービスの概要を説明した本資料には手数料等や個別取引のリスクを記載できておりません。各商品等にかかる手数料等及びリスクについては、契約締結前交付書面、目論見書その他説明書類(以下「説明書類等」という。)を十分にご確認下さい。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。